

子発 1216 第 3 号  
障発 1216 第 1 号  
令和 4 年 12 月 16 日

各  
〔都道府県知事  
指定都市市長  
中核市市長〕殿

厚生労働省子ども家庭局長  
(公印省略)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長  
(公印省略)

民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令及び児童福祉法第十二条の三第三項の厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件の公布について（通知）

民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和 4 年厚生労働省令第 167 号。以下「改正省令」という。）及び児童福祉法第十二条の三第三項の厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件（令和 4 年厚生労働省告示第 364 号。以下「改正告示」という。）が、本日公布され、同日から施行されることとなったところである。

改正省令及び改正告示の内容は下記のとおりであるので、御了知の上、事務処理に遺漏のないようにされるとともに、管内市町村（特別区を含む。）及び福祉事務所に対する周知方お願いする。

## 記

### 第 1 改正の趣旨

民法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 102 号。以下「法」という。）第 2 条による児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 47 条第 3 項に規定する懲戒権に関する規定の削除に伴い、児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）等の厚生労働省関係省令及び告示について所要の改正を行う。

### 第 2 改正の内容

#### 1. 改正省令

##### (1) 法による懲戒権に関する規定の削除に伴う改正

法による懲戒権に関する規定の削除に伴い、以下の省令における懲戒権に関する規定の削除を行う。

- ・児童福祉法施行規則
- ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）

- ・里親が行う養育に関する最低基準（平成14年厚生労働省令第116号）
- ・児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）
- ・児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）
- ・家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）

(2) その他所要の改正

その他法の施行に伴う所要の規定の整備を行う。

2. 改正告示

改正省令による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準における懲戒権に関する規定の削除に伴い、児童福祉法第十二条の三第三項の厚生労働大臣が定める基準（平成17年厚生労働省告示第43号）における懲戒権に関する規定の削除を行う。

第3 施行期日

改正省令及び改正告示は、公布日（令和4年12月16日）から施行すること。